

## 令和 8 年度食を通じた温泉街の魅力化事業 業務委託仕様書

### 1. 業務名

令和 8 年度食を通じた温泉街の魅力化事業

### 2. 委託上限金額

6,999,850 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3. 委託期間

契約日翌日～令和 9 年 2 月 26 日まで

### 4. 業務趣旨及び目的

本市では、自然や歴史等の地域資源が織りなす「癒しの里山」を存分に生かし、多くの来訪者に「癒し」を与え、再訪意欲の創出につながる観光によるまちづくりを目指している。

その中でも菊池温泉街における取組を重点的に推進することとして「菊池温泉街リブランディング基本構想（以下、「基本構想」という。）」を令和 6 年 3 月に策定し、菊池温泉街リブランディング実行計画（R7.1 策定）に基づき取り組みを進めている。

本事業では、食を通じた温泉街の魅力化による誘客促進と観光産業の収益向上を図るため、菊池市内の飲食店や宿泊施設等関係者と連携し、基本構想に掲げるターゲット層のニーズを踏まえたグルメをフックにしたプロモーションを実施する。今年度はグルメの世界観を確立し、ターゲット層へ菊池のブランドイメージを浸透させることで、菊池グルメひいては菊池温泉街の認知度向上と誘客促進を図る。

### 5. 事業内容

市と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、以下の業務内容を実施すること。なお、内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施（いわゆる協働実施）しても差し支えない。

#### （1）菊池グルメの世界観の構築

菊池市の観光資源である「水・食・温泉」を軸に、菊池市が定めるターゲット層のニーズを捉えたブランドコピーおよびそのビジュアルを構築すること。

- 菊池市内の観光関連施設・スポット等への視察や宿泊・飲食等関連事業者とのヒアリングを実施すること。
- 令和 7 年度に設定した「水とともに生きるまち」をベースとした、菊池のグルメブランドを構築し、菊池グルメを象徴するブランド名およびその世界観を確立すること。なお、ブランドコピーはすべて

のクリエイティブの指針となる言葉を策定すること。

- 確立したグルメブランドを効果的に印象付けるビジュアルに落とし込むこと。
- 写真、動画等による世界観をビジュアル化すること。製作にあたっては、菊池の特産品（菊池米、水田ごぼう、原木椎茸など）の生産過程を含むプロモーション動画を製作し、「それらを活かした開発グルメ」という一連したプロモーションを実施すること。発信時には、背景にあるストーリーを公開することで、ターゲット層の来訪動機付けにつなげること。  
※写真撮影に係る費用は事業費に含む。

## （２）体験価値設計とプロモーション

「菊池での時間の過ごし方」を軸に、来訪動機につながるストーリーおよび体験動線を設計すること

- 菊池での過ごし方のストーリー設計
- 設定しているターゲットの中から、菊池の観光資源と親和性が高い層を絞り込み、ターゲット層に応じた体験動線およびモデルコースを設定して誘客につなげること。
- 設計したモデルコースの認知度を高めるため、ターゲット層を讀者にもつ雑誌等への掲載など、メディアとのタイアップ企画を実施すること。

## （３）地域事業者と専門家が一体となった交流機会の創出

菊池の認知拡大につながるような話題作りを重要視した、質の高い交流機会を創出するとともに、先進地事例を踏まえた菊池ならではのグルメ開発とその周知につなげること。

- 地元事業者等と連携し、価値共創のための食のイベント等を企画・運営すること。  
※原材料費含む。
- グルメ開発において専門的知識及び実績を有する者を提案し、助言や先進地事例を紹介すること。
- 先進地研修（講師謝金、会議費等）を実施すること。  
※講師謝金、会議費等に係る費用は事業費に含む。

## （４）温泉水活用の検討

令和 7 年度に実施した成分分析結果を基に、先進地や菊池保健所等の関係機関と連携して、温泉水を活用したグルメ開発に向けて取組を進めること。

## （５）SNS 戦略設計・発信

ターゲット層に訴求する SNS を中心とした情報発信戦略及び拡散導線を設計すること。

- ターゲットに訴求する情報発信戦略を策定する。（投稿コンセプトおよびクリエイティブ方針設計等）

- ターゲット層の嗜好に合わせ、グルメブランドの世界観が直感的に伝わる SNS のアカウントおよび運用土台を設計すること。
- ターゲット層に影響力を持つインフルエンサーやモデルを起用すること。

#### (6) SNS による発信

- ターゲット層の反応（閲覧数、保存数、シェア数）を重視した SNS 投稿・運用を行うこと。投稿は週 1 回、8 カ月間行うこととする。
- 実施するプロモーションの効果測定及び各種調査を行うこと。なお、測定・調査結果については、単なる数値報告にとどまらず、属性分析や行動変容を可視化し、次年度以降の取組に向けた有用な分析を行い、関係者に随時フィードバックすること。

KPI：フォロワー数 2,500 人 新規投稿再生回数 合計 50 万回

#### (7) 管理費

営業管理費またはこれに相当する経費は、事業費の 10%を上限とする。

### 6. 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係各種法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分に把握し業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、菊池市と詳細な協議を行い、菊池市の承認後に業務を遂行する。なお、本仕様書は、業務の主要事項のみを示したものであるため、これらに記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。
- (3) 業務の内容については、社会情勢等の変化により、変更される可能性がある。その場合は菊池市、受託者の双方で改めて協議するものとする。

### 7. 業務実施計画書等の提出

受託者は、本業務の契約締結後、速やかに菊池市と詳細な打ち合わせ協議を行うとともに、次の書類を提出し、菊池市の承諾を受けたうえで作業を進めるものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) その他菊池市が指示する書類

### 8. 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時、菊池

市に報告しなければならない。

## 9. 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、菊池市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、菊池市の指示に従うものとする。

## 10. 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護に関する法律及び菊池市個人情報保護法施行条例を遵守し、菊池市からの借用物及び本業務の内容及び業務に係る資料を、菊池市の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

## 11. 著作権の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に無償で譲渡するものとする。

## 12. 完了・検査

受託者は、業務完了と同時に完了届、納品書類とともに成果品を納入し、菊池市の検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は速やかにその指示に従い、再度、検査を受け合格により業務を完了したものとする。なお、加除・訂正等に要する費用は、受託者の負担とする。

## 13. 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、菊池市・受託者協議の上、受託者は菊池市の指示に従い業務を遂行しなければならない。

## 14. 受託者の特定

本業務の受託者は、「菊池市公募型プロポーザル方式」により特定する。

## 15. 成果品

成果品について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託完了報告書（印刷物及び電子データ） 2部
- ・その他関係資料一式

## 16. 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は菊池市に帰属するものとし、関係機関への提供など二次的な利用も可能とすること。

## 17. その他

### （1）市内業者の利用及び資材調達

菊池市で発注する建設工事及び委託業務は、菊池市の予算で行うことを考慮し、工事資材の発注等については、できるだけ菊池市内での調達（関係業者との取り引き）を行うこと。

また、常勤・臨時職員に限らず、できるだけ菊池市内からの雇用に努めること。

さらに、下請の発注についても、前段と同様に努めること。

### （2）受注者に対する暴力団等による不当介入の排除

暴力団等又は暴力団等関係者から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を遵守すること。なお、遵守していないことが判明した場合は、指名停止等の措置を行う。

- ① 不当介入を受けた場合は、毅然としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。
- ② 警察に通報等を行った内容について書面により速やかに発注者に報告すること。また、不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。